

海外からの"地域資料"の受入れ： 「フライマス・コレクション」の受贈手続きを通して学んだこと

仲本 和彦†

はじめに

1 「フライマス・コレクション」と受贈に至る経緯

1-1 「フライマス・コレクション」とは

1-2 受贈に至る経緯

2 調査と受贈手続き

2-1 評価

2-2 査定

2-3 受贈契約

2-4 梱包・搬送

3 海外からの受贈における課題

3-1 調査方法

3-2 受贈手続き

おわりに

巻末付録

はじめに

2003年1月、長らく沖縄戦後史研究者の間では必見の資料だった故エドワードO. フライマス (Edward Otto Freimuth、1919～2001年) のコレクション (以下、「フライマス・コレクション」) がアメリカから海を渡って沖縄に届いた。本稿は、筆者が2002年4月からヴァージニア州アナンダー市にあるフライマス宅で約半年に亘って取り組んだ同コレクションの調査および受贈手続きの記録である。¹

1 「フライマス・コレクション」と受贈に至る経緯

調査と受贈手続きの詳細に触れる前に、フライマスの簡単な経歴とコレクションの概要および受贈に至る経緯について触れておきたい。

1-1 「フライマス・コレクション」とは

エドワードO. フライマスは、1946年5月、軍政府に従事する陸軍将校として最初に沖縄の地を踏んだ。フライマスの最初の海外任地はフィリピンで、その後、1945年11月からは、軍政要員として日

†財団法人沖縄県文化振興会公文書管理部公文書専門員

¹ 本稿を、長年に亘って沖縄のために尽くし、コレクションの"生みの親"であり、"育ての親"である故エドワードO. フライマス氏に捧げたい。また、この場を借りて、同コレクションの沖縄県への寄贈を決断してくれた子供の Anne Statland、Rick Freimuth、そして孫の Rossy、Marjorie ならびにコレクション寄贈の仲介の労をとってくれた Victor E. Okim 氏に深く感謝の意を表したい。

本本土占領に従事していた。沖縄での最初の任務は、住民への食糧配給、内地・外地からの住民の引き揚げ受入れなどで、その後、市町村制の確立など沖縄の戦後復興業務全般に携わった。1947年11月に軍を除隊してからも、引き続き文官として軍政府に従事、以後、1966年7月にワシントンへ異動するまで、琉球列島米国民政府（United States Civil Administration of the Ryukyu Islands、以後USCAR）において渉外局長などを歴任した。沖縄での勤務は、実に20年におよぶ。ワシントンでは、沖縄問題の実務責任者である国際問題担当陸軍次官代理（Deputy Under Secretary of the Army, Foreign Affairs）の特別補佐官（Special Assistant）として、引き続き沖縄問題に深く関わった。1974年12月に陸軍を退官した。

「フライマス・コレクション」として研究者の間で知られてきた同コレクションは、18～19世紀の琉球に関する欧文の古書をはじめとし、政治、経済、産業、社会、文化、歴史など幅広い分野に関する図書、雑誌、パンフレット、記事の切抜き、論文、公文書などから成り、その量は書架長にして約40メートル。英文の沖縄関係個人コレクションとしては、質・量ともにこれほどまとまったものは他になく、長らく沖縄関係研究にとっては必見の資料であった。²

フライマスは、どのようにしてこれだけのコレクションを築きあげてきたのだろうか。

フライマスが、USCARと琉球住民との間の渉外担当あるいはワシントンでの対琉球政策立案の補佐という立場から、職務上、琉球の政治、経済、産業、社会、文化、歴史などに対する幅広い見識を要求されたことは容易に察しがつく。彼の文献収集の礎は、主にこの「職務上の要請」にあったと見ても差し支えあるまい。資料の中味を見てみると、地元ニュースの翻訳ファイルをはじめ経済指標、選挙分析など、職務を遂行する上で日常的に目を通していただろう地元の動向に関する資料が多く含まれている。また、職務上、各分野の研究者が沖縄について著した論文、レポート、日本本土やアメリカでのメディアの報道などに幅広く目を通しておく必要があったはずだ。さらに、沖縄統治政策の基礎となる大統領行政命令や琉球政府および米国議会の法案、予算の審議経過などについても熟知しておく必要があっただろう。フライマス・コレクションの核は、こうした渉外官あるいは特別補佐官としての職務を遂行するために必要な「参考資料」が基礎になっている。³

しかし、フライマス・コレクションをもう少し詳しくながめてみると、資料収集が単に「職務上の要請」だけからではなかったことは明らかとなる。同コレクションには、県や市町村が発行した観光パンフレットやポスター、企業が発行した社史、個人や自治体などが出した各種写真集、*This Month on Okinawa*、『オキナワ・グラフ』などの娯楽雑誌も多数含まれている。18～19世紀の欧文の古書については、所用で東京へ出かける機会があると、神田まで行っては集めたそう。また、頒布数が限られ、コピーも簡単にできない資料については、わざわざタイプ・ライターで模写して家に持ち帰った。こうした文献収集は、1974年に陸軍省を退官し、黙っていても資料が集まってくるという状況が無くなった後も、精力的に続けられた。そこには、文献収集を趣味とする「歴史愛好家」としてのフライマスがいる。

さらに、コレクション拡大の大きな原動力として、自分が集めた資料を求めて訪ねてくる研究者の

² フライマス・コレクションに依拠した研究を挙げるときりがないが、コレクションそのものについてページを割いて言及したものにArnold G. Fisch, Jr.の*Military Government in the Ryukyu Islands, 1945-1950* (Washington, D.C.: Center of Military History, U.S. Army, 1988)がある。

³ フライマス・コレクションの資料は沖縄関係だけにとどまらない。日本、極東に関する資料の他、フライマスがワシントンの陸軍省在任中に担当していたパナマ運河に関する資料も含まれている。

存在があったのではないかとと思われる。フライマス宅は、まるで"公共図書館"のように、何人のアクセスも決して拒まなかった。⁴ 資料集めは、単に自らの趣味というだけではなく、それを通して「誰かの役に立ちたい」というフライマスの強い願望の表われだったような気がする。研究者が求めているものを一通り聞いた後、「ちょっと待っていてくれ」と言って書斎に引っ込む。しばらくして、関連資料をいくつか抱えて戻ってくる。もちろん、複写のための貸し出しにも応じてくれる。これは、フライマス宅を訪ねた研究者が口を揃えて言うことだが、フライマス・コレクションで研究者のニーズに対応できないものはない、と言っても過言ではなかった。この利用者との関係を抜きにしてフライマス・コレクションの意義を語ることはできない。⁵



写真1：フライマス宅（ヴァージニア州アナンデル市）。
生前、多くの沖縄史研究者がここを訪れた。

1-2 受贈に至る経緯

筆者が初めてフライマスに会ったのは、1995年の春だった。フライマス・コレクションについては、すでに数多くの戦後史関係の書物で紹介されていたから、その価値については、筆者もある程度理解していた。その後、資料について質問したり、歓談するために何度かアナンデルを訪ねる機会があった。訪ねる度に、「新しい」資料を見せてもらったり、複写のために貸し出してもらったりした。また、フライマス宅は、沖縄県公文書館のスタッフがワシントンを訪れる際の"お決まりコース"であった。⁶ フライマス宅を訪ねた後、スタッフの間で常に話題になるのは、フライマス・コレクションの

⁴ 国際政治学者宮里政玄氏によると、氏がフライマス・コレクションを使い始めたのが1962年のことだったというから、今から40年前にはすでにしっかりしたコレクションが出来上がっていたことになる。「フライマス氏を悼む」『琉球新報』（2001年12月16日）。

⁵ フライマスが残した書簡に研究者とのやりとりについて記述したものがたくさんある。家族のご厚意で、今後、複写させて頂くことになっているが、これらの書簡を丹念に見ていけば、彼と研究者とのつながりがより明確に見えてくるとと思われる。

⁶ 1996年8月には源河葉子公文書専門員、同年9月には宮城悦二郎館長、豊見山和美公文書専門員、1997年3月には比屋根照夫沖縄県公文書館懇話会会長、宮城剛助資料第2課長、源河葉子公文書専門員がそれぞれフライマスを表敬訪問している。

行方についてであった。聞くところによると、これまでも何度か沖縄県内の大学や図書館関係者がコレクションの寄贈を申し入れてきたが、丁重に断わり続けてきたとのことである。⁷

晩年のフライマスを知る者にとって、当人の前で寄贈の話しを口にするには中々できることではなかった。彼と話していると、コレクションへの愛着をひしひしと感ずることができたし、コレクションそのものが"生きがい"のようにも見えたからだ。筆者自身、コレクションの将来の転居先として沖縄なら県公文書館、アメリカなら「ワトキンス文書 (James T. Watkins, IV)」や「スキューズ文書 (Paul Skuse)」など沖縄関係コレクションのあるスタンフォード大学のフーバー図書館 (Hoover Institution, Stanford University) あたりが適当ではないかと考えたりしていたが、それはフライマス自身が決めることであって、他人が口出しすべきことでないと考えようになっていた。⁸ どこにあらうと、これだけの沖縄関係コレクションが残った、ということだけでも感謝すべきことではないか、そう考えるようになっていた。⁹

2001年初夏、フライマスが急に体調を崩し、起きられない状態にあるという報せが入った。その年は、年明けと春に2度、フライマス宅を訪ねていたが、確かに2度目の訪問時に、いつものように書斎から資料を取り出してきてもらおう際、いつになく息遣いが荒かったのが思い起こされる。12月、訃報が届いた。

フライマスと旧知の仲であるメリーランド州在住のヴィクターE. オーキムによるとフライマスは、亡くなる1～2年前から、資料の寄贈先として沖縄県公文書館の名を挙げていたそうである。¹⁰ しかし、当のフライマスも周囲もそのことについて詰めた話しをすることはなかった。ましてや、病状が悪化してからは、家族を含め誰もその話しを持ち出すことはなかった。

アメリカでは財産の処分については「遺書」に託すということがあり、コレクションについても家族は遺書に明言されていることを密かに期待していたらしいが、結局、遺書には一切触れられていなかった。

2002年1月、フライマスの家族からコレクションの処分について相談したいという連絡を受けた。オーキムが仲介の労をとってくれた。まず、家族としては、父親がコレクションの沖縄行きを望んでいたことを知っていたことから、寄贈先として沖縄県公文書館を考えている旨話しがあった。ただし、遺書にそのことについての明言がなかったことから、コレクションも家屋や土地などと同じように処分されるという。相続遺産は課税の対象になるため、その査定が必要になるということであった。よって、沖縄県への受贈手続きを進めていくために、まず、その"価値"を把握しなければならないということになった。こうして、2002年4月よりヴァージニア州のフライマス宅での内容調査が始まっ

⁷ 1989年にフライマスが沖縄への資料寄贈を申し出た、というのが新聞で報道されているが、結局、実現しなかったようだ。「『沖縄のために役立てたい』／元民政府の職員、資料寄贈の申し出／エドワード・フレリマスさん」『沖縄タイムス』（1989年3月23日付）。

⁸ ワトキンスは、海軍将校として16ヶ月間、沖縄の初期軍政に関わった。一方、スキューズは軍政府およびUSCAR公安局長として1945年から1958年まで13年間、沖縄に関わった。

⁹ 2000年1月、フライマスから沖縄県公文書館へ譲りたい資料がある旨、ふいに連絡が入った。日本語の古書と戦争中に米軍が出した報告書など十数冊だった。フライマスからは「もし、(公文書館が)既に持っているなら、別に当たってみるから知らせて欲しい」ということだった。アーキビストの立場から言えば、「コレクション」というのはまとまっているから付加価値が出るのであって、1冊1冊の収蔵状況を調べて、重複部分を受け入れないというのは好ましいやり方とは言えない。しかし、資料が活用されることを何よりも望んでいたフライマスにとっては、自らの資料が重複資料として扱われるのは忍びなかったであろう。その意を汲み取って、その時に限り、一旦預かった資料の当館による収蔵状況を調べて、重複部分を返還することとなった。

¹⁰ Victor E. Okim氏は、沖縄出身の1世で、元USCAR民間情報教育部職員。

た。¹¹

2 調査と受贈手続き

米国駐在所では、これまでに何度か私文書の寄贈を受けたことがあるが、いずれも数簿冊からせいぜい数箱単位のもので、今回のように書斎一杯のいわゆる「コレクション」の寄贈を受けるのは初めてであった。¹² 従って、手続きのあらゆる段階で試行錯誤の連続となった。

まず、調査は2段階に分けて行なうことにした。全体の概要を把握する"予備調査"と個々の資料を記録していく"仮目録作り"である。通常、フィールド・ワークで行なうのは予備調査までとされており、フィールド・エージェントは、この段階で資料が文書館の収集対象としてふさわしいかどうかを判断すればよい。¹³ あとは、それに基づいて受贈手続きを進めていき、資料を文書館へ無事移管すれば、大方その役目を終える。今回、現地で仮目録まで作ることになったのは、家族からコレクションの査定を依頼されたため、個々の資料の把握まで必要だったからだ。

2-1 評価

資料の多くは、書斎にある5つの本棚と2つのキャビネット、寝室にある1つの本棚に納まっているが、その他、床や本棚の上に積み上げられただけのものもあった(写真2、3参照)。一見して、フライマスが自ら「資料構造」を構築していたことが分かったので、その把握が一つの課題となった。



写真2：主題ごとにパンフレット、小冊子、公文書などを納めた棚とキャビネット。



写真3：18～19世紀の古書や政府報告書などを納めた棚。壁にかかる地図の1つには1640年頃とある。

¹¹ 駐在所のあるメリーランド州カレッジ・パーク市からフライマス宅のあるヴァージニア州アナンデル市までは、距離にして約45キロほどだが、道路事情によっては車で片道1時間半ほどかかる場合もあった。

¹² 米国駐在所を介してこれまでに受贈した私文書として元USCAR民政官のジェラルド・ワーナー文書 (Gerald Warner Papers)、元沖縄領事のトーマス・マーフィン文書 (Thomas Murfin Papers)、元USCAR政治顧問のジェームズV. マーチン文書 (James V. Martin Papers) がある。

¹³ 文書受贈に関するフィールド・ワークを扱った文献は少ないが、アメリカにおけるアーキビスト養成の教科書的存在である『現代公文書読本』には、ヴァージニアR. スチュアートによる論文「フィールドワーク読本」が収録されている。今回の取り組みでは、この論文から学ぶことが多かった。Stewart, Virginia, "A Primer on Manuscript Field Work," *A Modern Archives Reader: Basic Readings on Archival Theory and Practice* (Washington, D.C.: National Archives and Records Service, 1984), 124-138.

それには、まず、どこにどのような資料が納まっているかを記録しておかなければならない。そこで、資料が納まっている棚や箱ごとに「位置番号」を付与していくことにした。その結果、フライマス・コレクションは、全部で84の「位置単位」に分けられることになった。次に、その分量を「位置単位」ごとに測定したところ、全部で約40書架長メートル分 (cubic meter) あることが分かった。

続いての作業は、資料の形態と中味について把握することである。棚ごとに概観していった結果、フライマスが基本的に形態ごとに資料を管理していたことが分かった。まず、一般図書の棚があり、その他、パンフレットや小冊子などを納めた棚、公文書を納めたキャビネットと続く。そのうち図書の場合は、まず、1945年以前の希少書とそれ以降のものに分けられ、それを著者名でアルファベット順に並べていた。パンフレットや小冊子は、「文化人類学」、「書誌学」、「人権」、「経済」、「教育」、「移民」、「民芸」、「地理」、「地質」、「労働」、「法律」、「医療」、「広報」、「宗教」などの主題別でまとめ、それぞれの棚にラベルが貼ってあった。¹⁴ 公文書は、「琉米関係」、「化学物質」、「国政選挙」、「国旗掲揚」、「尖閣列島」、「佐藤総理訪沖」、「アイゼンハワー大統領訪沖」、「軍事問題」、「沖縄返還」など主題別にフォルダーに綴られていた。さらには、米国政府や議会が出した報告書や各種出版物の他、沖縄関係の英文の修士・博士論文、*Time*、*Newsweek*などの雑誌、地元ニュース翻訳、法令集などの"コーナー"が設けてあることが分かった。

先に紹介したスチュアートのフィールド・ワークの原則では、この時点で、資料が文書館の収集対象としてふさわしいかどうかの決断を下さなければならない。筆者は、次の理由からフライマス・コレクションを受け入れるべきと判断した。¹⁵

第一に、フライマス・コレクションにはここでしか見ることができない「一点モノ」の資料が多く含まれている。同コレクションには、陸軍省で特別補佐官をしていた頃の公文書が含まれているが、これらの文書は、沖縄県公文書館が米国国立公文書館でマイクロ化事業に取り組んでいるUSCAR文書とは基本的に異なるものである。1960年代後半から1972年までの陸軍省の公文書は、いずれ米国国立公文書館で公開されることになるだろうが、今のところ見通しは立っていないし、同じ文書がきちんと保管されているのかも分からない。

第二に、フライマス・コレクションには現在ではもはや入手が困難な貴重書が多数含まれている。例えば、ウィリアムR. ブロートン『北太平洋航海記』(Broughton, William Robert, *A Voyage of Discovery to the North Pacific Ocean*, 1804)、ジョージ・スタウトン卿『訪中記』(Staunton, George, Sir, *An Authentic Account of an Embassy from the King of Great Britain to the Emperor of China*, 1797)、バジル・ホール・チェンバレン『朝鮮・琉球航海記』(Chamberlain, Basil Hall, *Account of a Voyage of Discovery to the West Coast of Corea, and the Great Loo-choo Island*, 1818)、フランシスL. ホークス『日本遠征記』(Hawks, Francis L., *Narrative of the Expedition of an American Squadron to the China Seas and Japan*, 1856)などだ。¹⁶ さらに、

¹⁴ ラベルがはがれ落ちてしまったものも一部あったため、これらについては、今後、主題を特定していく作業が必要となる。

¹⁵ ちなみに沖縄県公文書館の収集基準(第8条第3項:沖縄関係資料)では、「沖縄県及び前記第3条(琉政文書)、第4条(USCAR文書)に列挙する機関の要職にあった者並びに沖縄の政治、経済、文化に対し深く関わった者または多大な影響を及ぼした者に関連する資料又は同人が有していた沖縄関係資料」については収集対象とすることが定められている。[傍点および()は筆者による。]

¹⁶ 資料の査定については次項で詳しく述べるが、400冊を越えるフライマス・コレクションの図書のうち、この4冊だけでも市場価値は100~200万円ほどになる。また、今回、価値の査定ができなかったが、一番古い資料は、壁にかかっていた極東の地図で、年代は1640年頃とある。

身近なところでは、国映館、RBCホール、沖縄食糧などのオープニング・パンフレットなども含まれており、このような資料は関係者がきちんと保管していない限り、現在、探すのは難しいのではないだろうか。

第三に、フライマス・コレクションの資料は日本人の手によるものもあるが、米国政府や欧米人研究者およびジャーナリストらによるものが多数を占める。The Japan Timesなど日本本土の新聞だけでなく、*Time*、*Newsweek*、*National Geographic*、*US News & World Report*、*Foreign Affairs* など、アメリカで出された沖縄に関する新聞や雑誌が多数含まれている。世界が沖縄をどう見ていたかというテーマで研究に取り組もうとすれば、これ以上の情報源はないのではないだろうか。主に米国のジャーナリスト達の報道を分析して書かれた宮城悦二郎の『占領者の眼』という名著があるが、同コレクションには、それを大幅に増補できるであろう資料が含まれている。¹⁷

そして最後に、英文の沖縄関係コレクションとしては、おそらく世界中どこを見回してもこれだけまとまって幅広い分野をカバーしたものはないだろう。図書だけでも400冊以上を越えるし、新聞、雑誌などの定期刊行物が960件、各種パンフレット、小冊子が690件、その他、政府報告書、論文集、法令集、地元ニュース翻訳など、戦後の沖縄を研究する上で欠かせない一級資料のまさに"宝庫"である。

2-2 査定

受贈手続きにおける大きな課題の一つは、コレクションの査定であった。沖縄県公文書館にとって査定を行なった上での受贈というのは、これまでに前例がない。

特別に資格を持つわけではないが、家族の要望もあって筆者が査定に取り組むことになった。ただし、査定とは言っても、筆者が調べられるのは、インターネットを使った図書についての"市場価値 (market value)"のみ、と最初から断っておいた。(実は、ずっと後になってから、アメリカには家屋や骨董品以外にこういう図書や雑誌、公文書など個人コレクションの査定を行なう鑑定士がいるというのが分かった。この件については、後述する。)

まず、作業として、本棚や箱の中、床の上に積み上げられた資料から図書だけを抜き出し、それぞれについて「著者」、「タイトル」、「出版社」、「出版年」、「出版地」、「版数」などの情報をデータ・ベースに入力していくことにした。¹⁸それを基に、インターネットの古書サイトで1件1件市場価値を調べていく。古書サイトにもいろいろあるが、複数のサイトで比較検討する時間的余裕はなかったので、"abebooks.com (以下、Abe)"というサイトに限定して調べていくことにした。

Abeでは、「著者」、「タイトル」、「キーワード」のいずれによる検索も可能だが、しばらくやっているとうちに「キーワード」欄に著者の名字とタイトルの一部を入れて検索するのが最も効率がよいことが分かった。しかし、問題は、一冊の本に複数の"ヒット"がある場合である。そのような場合には、「出版年」、「版数」などでさらに絞り込んでいく。さらに、同じ出版年、版数でも複数ヒットする場合があるが、そのような場合には、最も安い値段を採用することにした。同じタイトルに複数のヒットがあるのは、その本を扱っている古書店が複数あるということである (Abeには、世界中から9,000軒以上の古書店が参加していた)。また、価格は、それぞれの古書店の独自の判断によるこ

¹⁷ 宮城悦二郎『占領者の眼』(那覇出版社、1982年)。

¹⁸ この図書のみの書誌データ収集だけで3ヶ月ほどかった。

とは言うまでもないが、それを規定しているは、本の状態、地域の物価、需要と供給のバランス、著者によるサイン（署名）の有無などであることが分かった。

このようなインターネットによる調査で市場価値が判明したのが、426冊中256冊であった。値段が分からない170冊については、145ドルを目安として全体を希少書と一般図書に分けて、それぞれの平均値を出し、一般図書扱いで計算してみることにした。¹⁹ その結果、筆者が出した評価額は総額約1万9千ドルとなった。²⁰

さて、先に触れたように、実は、アメリカにはこのようなコレクションを評価するプロの鑑定士がいる。価値が5千ドルを越える物件の場合は、“自己査定”できず、資格を持った鑑定士による査定が必要になるというのだ。そこで、そのことを教えてもらったメリーランド大学の図書館情報学部から取り寄せた鑑定士リストに当たってみることにした。十数名の中から、リストに標記された得意分野や電話インタビューで3名に絞り込み、履歴書を送ってもらった。鑑定料は、現場での鑑定から書類作成まで完全時給制で、1時間100ドルから150ドルというのが相場だった。その中で、過去にメリーランド大学にある日本占領期の検閲文書（Gordon W. Prange Collection）を鑑定した経験があるというSecond Story Books, Inc.社のAllan J. Stypeckという鑑定士に依頼することにした。

その時点で既に3千件を超す「件・簿冊リスト」²¹が出来上がっていたが、リストがあれば1時間ほどの現地検分で十分だということで、それを鑑定士へ送った。仮目録作りがここで生かされることになった。正式評価額は2万ドルと算出された。²²

2-3 受贈契約

2万ドルという評価額が出たことによって、家族は、相当する相続税を納めなければならない。ところが、実際にはこのコレクションは家族へ相続されるわけではない。父親の遺志を継いだ家族により、沖縄県へ無償で寄贈されるのだ。家族には相続税の負担だけが残ることになる。これが外国ではなく、アメリカ国内での寄贈であれば、受入側から「受贈証明」なるものを発行してもらい、税金の控除対象としてもらうことが可能だとのことで、また、それがアメリカではもっとも一般的な寄贈のやり方なのだそうだ。しかし、最終的に家族が出した結論は、直接、沖縄県へ寄贈するというものだった。その結果、受贈契約としては、沖縄県公文書館第8号様式「文書等寄贈申込書」（巻末付録、図1参照）を英訳し、家族に署名してもらうだけとなった。

¹⁹ 145ドルで分けた場合、それより高価な希少書が19タイトルで、それ以下の一般図書が237タイトルとなり、それぞれ平均値が667ドルと15ドルとなった。値段の分からない170タイトルを一般図書つまり1冊15ドルとして計算すると合計金額が出る。145ドルで分けることについては特に根拠はないが、全体を見回した結果、145ドル以上を希少書と見なすのが適当と思われたからである。

²⁰ この市場価値は、絶対的なものではない。古書には、新書と違ってそもそも絶対的な小売り価格がない、ということがある。従って、煩雑な仕事ではあったが、“正確”な値を出さなければならない、というプレッシャーはなかった。

²¹ 先に述べたように、フライマス・コレクションには、図書、雑誌、パンフレット、小冊子、政府刊行物、公文書などさまざまな形態があり、どの単位でデータ登録するかが課題であったが、図書や厚手の雑誌、政府刊行物などは1冊で“1件”と登録し、公文書や薄手の雑誌、パンフレットなどは、テーマ別あるいは発行年毎にまとめて“1簿冊”として登録することにした。

²² 現地検分に来た鑑定士の反応が今でも忘れられない。部屋入って古書の棚を見たときに、顔色が変わった。そして2、3冊の本を手にとってしばらく眺めた後、居合わせた家族に向かって発した言葉が“You know what? Sell it!”だった。コレクターなら喉から手が出るくらい欲しがらる18～19世紀の初版本が多数あって、ただで手放すのはもったいない、というのである。しかし、家族は、父の遺志だからということで、その言葉にも動じることはなく、寄贈手続きを進めてくれた。

2-4 梱包・搬送

フライマスが独自の「資料構造」を構築していたことは前にも述べた通りだが、今回の受贈では、その構造も資料と一緒に"残す"ことが、一つの課題となった。このコレクションは、図書や雑誌、パンフレット、小冊子などいわゆる"出版物"が中心を成すため、公文書学でいうところの「原秩序尊重の原則（principle of original order）」はさほど気にしなくてもよいが、できるだけ所有者が構築してきた構造を維持していくことに越したことはない。²³

原秩序を維持しながら移管するには、データ採取の際に付与した「位置番号」順に箱に詰めていけばよいが、新聞とパンフレットなどのように形態やサイズの違う資料が隣り合わせになっている場合、順番通りには箱に詰められない場合が出てくる。そこで、そのままでは詰められない"はみ出しもの"だけを別に用意した箱に詰めていくことにした。幸い、元々の「位置番号」を記録してあるので、多少煩雑な作業になるが、それらを元の位置に戻すことは可能なのである。

フライマスが構築した資料構造を"残す"というのは、単に書斎での物理的な位置をそのまま維持すればよいというのではない。本棚のスペースが足りなかったため、本来、一続きになるべき資料が、別のところに置かれていたりする。そのような場合は、"本来あるべき状態"に直す必要が出てくる。これが文書学でいうところの「シリーズ」の構築である。シリーズとは、文書の作成、収受、保管の過程で、特定の機能や目的ごとにまとめられた文書の"固まり"を指すが、フライマス・コレクションの場合は、基本的に"形態"がシリーズの基礎となっていた。

シリーズの構築は、より綿密な分析を必要とし、これから沖縄で行なわれるコレクション整理の際に大幅改訂もあり得るが、参考までに現場で仮に構築したシリーズは以下の通りである。

表1：フライマス・コレクションシリーズ・リストおよび配列（仮）（2003年2月現在）

A：図書（著者別）	C06：教育
A01：洋希少書	C07：移民
A02：洋書1945年以降	C08：民芸
A03：洋小説	C09：地質
A04：洋雑図書	C10：地理
A05：和希少書	C11：労働
A06：和書	C12：法律
B：定期刊行物（タイトル／年代別）	C13：医療
C：パンフレット・小冊子類（主題別）	C14：鳥学
C01：人類学・考古学	C15：広報
C02：書誌学	C16：宗教
C03：年代学	C17：切手
C04：人権	C18：（以後、未調査）
C05：経済	

²³ 組織が作り出す文書は、その内容だけでなく、業務のやり取りの背景を残すことが重要となる。従って、文書を作成、収受、保管してきた者が構築した原秩序を維持するのが「原秩序尊重の原則」である。その他、公文書学の二大原則の一つに「出所の原則」というのがある。これは、文書を管理する際には、文書を作成、収受、保管してきた組織や個人を"基本単位"とし、他の文書群と混ぜないようにするというものである。

D：政府報告書類（組織別）	F08：地元ニュース翻訳
E：修士・博士論文（著者別）	F09：沖縄県訪米団に関する文書
F：文書類（主題別）	F10：沖縄統治に関する雑書
F01：沖縄に関する記事切抜き	F11：沖縄に関する雑書
F02：米国の沖縄統治に関する文書	F12：フライマスへの感謝状
F03：沖縄返還に関する文書	F13：往復書簡
F04：高等弁務官に対する諮問委員会 に関する文書	G：地図・ポスター（年代別）
F05：沖縄の地位に関する文書	G1：地図
F06：土地問題に関する文書	G2：ポスター
F07：USCAR法令集	H："もの"資料
	I：カード・カタログ

搬送については、今回、世界各地に拠点を構えている日系の運輸会社に委託することになった。スタッフに日本人がいるというのは、コミュニケーションという点で心強い。というのも、コレクションの搬送というのは、資料を傷めないようにとか、資料構造を維持したまま箱詰めするとか、家具の引っ越しなどと違って、作業中にどうしても細かい指示が必要となる。特に、どの資料がどの箱に詰められたかということ記録しながらの作業では、コミュニケーションが重要な鍵を握るのだ。また、日本の税関の手続きに詳しいというのも強みであった。

搬送方法としては、航空便と船便がある。航空便の場合は、「重さ」による料金換算で、約1～2週間で日本に着くのに対し、船便の場合は、「体積」による料金換算で、到着までに6～8週間かかる。今回は、船便を利用することになった。コストが安いということもあるが、船便のもう一つのよさは、"pallet"と呼ばれる板の上に資料を積み上げ"shrink lap"と呼ばれる"大型サランラップ"でぐるぐる巻きに固定するため、搬送中に多少揺れても、資料がバラバラになったり、資料に過度の負担がかからないからである。

ただ、搬送で一つの問題となったのは、税関に提出する書類作りである。箱は全部で92箱になったが、どの箱に何が入っているのか、またそれぞれの金額についても申告しなければならないという。これまで述べたように、フライマス・コレクションには、図書、雑誌、政府報告書、パンフレット、公文書、地図など様々な形態の資料が含まれていて、その数ざっと3,170件。中には、数は少ないが、ビデオ・テープ、ネーム・プレート、リボン、フィリピンで拾ったと思われる日本軍の通行証やナイフなども含まれている。これら1つ1つについて金銭的価値を査定することは至難の業のように思えたので、「簿冊・件リスト」を梱包用に作り替えた「搬送リスト」に総額2万ドルと記された「鑑定書」を添付し、申告した。

ところが、資料が沖縄に着いてから、税関からさらなる資料の提出を求められた。形態ごとの数とその金額、さらには、3,170件の一つ一つについても金額を申告せよ、というのである。また、ビデオ・テープの縦・横・高さの長さ、リボンやネーム・プレートの材質、ナイフの場合、それが使用可能かどうかまで細かい問合せがあった。幸い、パソコンにデータが入っていたので、その集計機能を使って必要な資料を作ることができ、税関を無事通過することができた。

こうして、フライマスが沖縄を離れてから実に37年という歳月を経て、フライマス・コレクションは第2のふるさととなる沖縄の地に大切に保管されることになった。

3 海外からの受贈における課題

先に紹介したスチュアートは、フィールド・ワークにおける心得を次のように説いている。

「フィールド・ワークにおける成功と失敗を客観的に見直し、また、その経験を他人と共有できることが、プロのフィールド・エージェントに不可欠な要素である。」²⁴

筆者にとって、沖縄県公文書館のフィールド・エージェントとして、このような大規模な受贈に関わるのは初めてのことで、これまで見てきたように、作業は始めから終わりまで試行錯誤の連続だった。約半年の活動を振り返ってみて、「あの時、別の手法が取れなかったか…」と考えることは多い。この経験を共有できるようにするため、今回学んだことを簡単にまとめておきたい。

3-1 調査方法

今回、遺族のご厚意によりフライマス宅に自由に出入し、時間的に余裕をもって調査することができたが、このようなケースがすべてとは限らない。現地でかけられる時間や資料へのアクセスに限りがある場合には、予備調査を短時間に終らせるよう工夫が必要である。

考えられる方法として、まず、コレクションに内在する"構造（シリーズ）"をすばやく見抜く。次にその構造を念頭に置きながら「位置番号」を付与していく。そして、図3（巻末付録）のような「予備調査票」を作って、位置番号ごとに「量」、「年代」、「形態」、「状態」、「ユニーク度」、「閲覧制限の有無」、「配列」、「処分方法」などの情報を記録していく。査定が必要な場合、自らは行なうのではなく、その地域に委託できるプロの鑑定士がいるかどうかを確認する。

搬送については、ここで見てきたように、原秩序が維持できるよう位置番号順に梱包していくようにしなければならない。その際、形態やサイズの違いで、順番通り箱詰めできない場合は、"はみ出しもの"だけ別の箱へ詰めるが、後で元に戻せるようその記録をきちんと取っておくようにする。

3-2 受贈手続き

本稿では触れてこなかったが、アメリカでの受贈手続きで最も重要とされているのは、"モノ"を移管すると同時に「所有権」の移管を確実に行なうことである。²⁵ これは、手紙（letter）、遺書（will）、あるいは寄贈契約書（deed）のいずれの形態でもよいが、以下の点をカバーしているのが理想である。²⁶

- ① 誰が寄贈者か？
- ② 誰が受贈者か？
- ③ 所有権の移管日は？
- ④ 契約書でカバーされる資料の範囲は？
- ⑤ 誰が資料の著作権を持っているか？
- ⑥ 資料を利用する際の制限はあるか？

²⁴ Stewart, 138.

²⁵ 寄贈する資料が寄贈者本人によって作成された場合には、そこに知的所有権が存在する。ただし、フライマス・コレクションの中心を成す図書や雑誌などの場合は、知的所有権は著者や出版社側に属するため、利用の仕方によっては、別の手続きを踏まなければならない場合もある。

²⁶ Peterson, Trudy Huskamp, "The Gift and the Deed," *The American Archivist*, Vol. 42, No. 1 (Jan 1979), 62-66.

- ⑦ 誰が制限をかけることができるか？
- ⑧ 誰に対して制限がかかるのか？
- ⑨ 誰が制限を解除できるか？
- ⑩ 誰が廃棄の権限を持つか？
- ⑪ 同契約書で追加寄贈分までカバーするか？

参考までにアメリカにおける寄贈契約書の一例（巻末付録、図4）を載せておくが、これを当館の寄・受贈に係る様式（巻末付録、図1、2）と比較すると、明らかに大きな違いがある。今後、海外からの資料の受入れに関しては、当該国との法律や慣習の違いに留意した寄・受贈契約書の作成が必要になってくるかもしれない。

また、相続税の問題を解決するために、日本国内でこれまでに海外から高価なコレクション等の寄贈を受けた例はなかったかどうか、日本側から税金控除用の書類を発行する手だてがないのかどうかなどについてもきちんと把握しておく必要がある。

おわりに

沖縄は、その歴史的背景から見てもアメリカとの結びつきの強い県である。また、全国有数の海外移民の多い県でもある。今後、アメリカに限らず中・南米あるいはアジア、ヨーロッパなどから資料寄贈の申し出が来る可能性がある。その受贈手続きは、コレクションの量や内容、当該国の法律などによってそれぞれ違った形態をとることになるだろうが、どのような状況に直面しても柔軟に対応できる用意をしておかなければならない。その意味で、今回のフライマス・コレクションの受贈手続きでの経験は、筆者にとって貴重な"免疫"となった。この経験が多く文書館仲間で共有され、海の向うで育った貴重な"地域資料"の受け皿作りに少しでも貢献できれば幸いである。

（なかもと・かずひこ）

卷末付録

図 1：沖縄県公文書館第 8 号様式「文書等寄贈申込書」

第 8 号様式（第 16 条関係）

文 書 等 寄 贈 申 込 書

年 月 日

沖縄県公文書館長 殿

申 請 者 住 所

氏 名 印

下記のとおり文書等を寄贈したいので申請します。

記

文 書 等 の 種 類	数 量	備 考

図 2：沖縄県公文書館第 9 号様式「寄贈文書等受取証」

第 9 号様式（第 16 条関係）

寄 贈 文 書 等 受 取 証

年 月 日

殿

沖縄県公文書館長

下記のとおり文書等を受け取りました。

記

文 書 等 の 種 類	数 量	備 考

図3：「予備調査票」

Sheet No. 62-1

Survey Form
Edward O. Frumoth Papers
3808 Kamdale Road, Annandale VA 22003-1764
Phone 703-256-0599

Location: Book case No. 5 Collection: Pier 145 Warehouse, M-Y

Dimensions or Volume: 31 1/2 inch Date: (Actual) _____ (Bulk) _____

NOTE ALL DETAILS BELOW

Format (See below):	Condition:	Uniqueness:	Access:
☒ Archives/MSS	☐ Excellent	☐ 1 (Unique)	☐ Restricted at
☒ Book/Magazine	☐ Good	☒ 2	☐ Donation
☐ Clipping	☒ Fair	☒ 3	☐ Sensitive
☐ Artifact	☒ Poor	☐ 4	☒ Rare/Fragile
☐ Photos (Pos./Neg.)	☐ UND	☐ 5 (Common)	
☐ Other A/V			

Series Order:
☒ Alphabetical
☐ Numerical
☐ Chronological
☐ Other

Disposition: #4 coin book
☒ Keep ☒ Deaccession
☐ Dispose

Comments:
17, 18 Needs immediate preservation care.

Signature: [Signature] Date: 4/10/92

(Reverse: Folder Listings)

Sheet No. 62-2

Title: _____ Comment (if necessary): _____ Date: In JPRS: _____

Bulletin de la Maison Franco-Japonaise, Tome II,
N°3-4, Tokyo, 1930.
McLeod, John, Voyage of His Majesty's Ship
Alceste, to China, Corea, and the Island of
Louchou with an Account of Her Shipwreck, London:
John Murray, 1819.
Japan Opened (Compiled Chiefly from the Narrative
of the American Expedition to Japan, in the Years
1852-3-4, London: The Religious Tract Society, 1859.
Munro, Neil Gordon, Coins of Japan,
Yokohama: Box of Artine Printing and Publishing
Company, 1904.
5. Parker, P., Journal of an Expedition from Singapore
to Japan, with a Visit to Ioo-choo, London: Smith,
Elder and Co., xDCCXXXVIII
6. Salway, Charlotte M., The Island Dependencies of
Japan: An Account of the Islands that have Passed
under Japanese Control since the Restoration, 1867-1912,
London: Eugene L. Horice, 1913.
7. Schwartz, Henry B., In Jago's Country: Some
Studies in Satsuma and Other Little Known Parts of
Japan, Cincinnati: Jennings and Graham, 1908.
8. Sansom, G. B., Japan: A Short Cultural History,
New York: Appleton-Century-Crofts, Inc., 1943.

図4：寄贈契約書（例）

寄贈契約書

私、_____（以下甲という。）は、添付の仮目録に記された文書等（以下文書という。）を_____（以下乙という。）に寄贈いたします。文書の所有権は、甲が乙またはその代理人に文書を届けた時点で移管されます。

甲は、以下の例に限り、文書の著作権を乙に移管します。（必要なら別紙を使用）

文書は、乙の管理規則に則って整理・保存され、利用に供されます。

乙は、館内および館外の展示会で文書を展示することができます。また、乙は、文書を展示図録、ホームページおよび各種出版物へ掲載することができます。

乙の独断により、文書が収蔵資料としてもはや不要だと判断された場合は、乙は文書を処分することができます。そのような場合、以下に示された文書を甲または甲が亡くなっている場合はその遺族へ返却します。（必要なら別紙を使用）

甲が文書を追加寄贈する場合は、それが届けられた時点でその所有権は乙へ移管され、本契約で定められた内容がその文書に適用されます。追加された文書の内容は本契約書に統合されます。

甲： _____ 日付： _____

署名 _____

住所および電話番号： _____

乙： _____ 日付： _____

署名 _____

役職： _____

* ミズーリー州セントルイスにあるワシントン大学図書館特別資料部の寄贈契約書を筆者が一部修正して翻訳したもの。

1